

## 上ノ国町会計年度任用職員任用試験公告

令和 8 年 2 月 2 日

檜 山 郡 上 ノ 国 町

令和 8 年度上ノ国町会計年度任用職員（栽培漁業総合センター従業員）を次のとおり募集します。

### 1 任用区分

| 職 名           | 業 務 の 内 容                                         | 募集人員 |
|---------------|---------------------------------------------------|------|
| 栽培漁業総合センター従業員 | 上ノ国町栽培漁業総合センターにて、アワビ育成水槽等の清掃、給餌及び選別・分散作業、センター内清掃等 | 1 名  |

### 2 応募資格

次の各号のいずれか一つに該当する者は、応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 応募方法

- (1) 履歴書に 6 ヶ月以内に撮影した本人であることを確認できる写真（脱帽、上半身正面向きの縦 4.0 cm、横 3.0 cm）を貼付

上記書類を次の申込み先に提出してください。（郵送不可）

（申込先）〒049-0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地  
上ノ国町 水産商工課水産グループ

#### 4 任用候補者登録

応募者に対し個別面接試験を行い、上ノ国町の定める任用基準に基づき、任用候補者を若干名決定し、任用候補者名簿に登載して登録します。

登録された者の中から、1名が任用されることとなりますが、この登録名簿は登録の日から令和9年3月31日まで有効です。

なお、試験の結果について、令和8年3月6日（金）までに直接本人に郵送にて通知します。

#### 5 受付期間及び受付時間

受付期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）までとし、受付時間は、月から金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### 6 試験日

（1） 令和8年2月20日（金）午前10時から

（2） 受 付 ： 午前9時00分から午前9時45分まで

※ 午前9時45分を過ぎると受け付けできません。

#### 7 試験内容

（1） 面 接 試 験 ： 午前10時から

（2） 試 験 場 所 ： 上ノ国町役場研修室

#### 8 任用年月日

令和8年4月1日

#### 9 報酬、勤務条件等

（1） 任 用 期 間 ： 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

（2） 報 酬 ： 月額180,920円から206,660円（経験年数による前歴を加算して決定します。）

（3） 報 酬 の 種 類 ： 月額報酬のほか、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当及び期末勤勉手当（6月期：2.325月分、12月期：2.325月分）が支給されます。

（4） 通勤に係る費用弁償：通勤距離等に応じ、定められた費用を弁償します。

（5） 勤 務 日 ： 月曜日から金曜日までのうち5日間とし、勤務時間は午前8時30分から午後4時30分までの7時間とします。

（6） 休 暇 の 種 類 ： 年次有給休暇及び特別休暇があります。

#### 10 その他

この試験について不明な点は、上ノ国町水産商工課水産グループ  
（TEL 0139-56-8372 内線252）へお問い合わせください。